

久留米大学 教職課程履修の手引き

2020 年度入学生用
【全学部】

久留米大学教職課程委員会

教職課程履修者の皆さんへ

教職課程委員長

教職に関心をもち、本手引きを手にした皆さんを心より歓迎します。

教職は、児童生徒の自律を促し、それぞれの現場で活躍でき、すべての人が平和で幸せに暮らせる社会づくりに貢献できる人材育成に直接関わる、やり甲斐のある仕事です。

教職に就くためには教育職員免許状が必要です。本学教職課程では、学部学科により異なりますが、幼稚園、中学校、高等学校、および特別支援学校の免許状を取得できます。教職課程で必要な単位を取得した人に、卒業の際、福岡県教育委員会から免許状が授与され、教育職員となる資格が与えられます。また、通信教育になりますが小学校の免許状も取得できます。

免許状の取得は簡単ではありません。教職課程は「現場で活躍できる教員養成」を目標としています。この目標に照らして単位を認定しますので、教職課程で所定の単位をとるには大変な努力が必要となります。また、所定の条件を満たさないと教育実習に行けません。たとえ教育実習を終えたとしても、教職に必要とされる能力や特性が十分に獲得できていないと判断された場合、免許状を取得することができません。

さらに、教育職員として正規採用されることは極めて厳しい状況にあります。教職課程での単位取得に向けた学修に加え、教員採用試験をめざした長期間にわたる地道な努力が必要となります。教職はやり甲斐がある仕事だけに希望者も多く、教職に就くまでには厳しい道のりがあることを理解してください。

このように厳しい状況を理解したうえで、本気で教職に就きたいと思い、真剣に努力すると決心した皆さんを教職課程は大いに歓迎します。と同時に、最大限の支援を惜しみません。一人でも多くの皆さんに教職課程を履修していただき教職に就いてもらいたいと思います。

先にも触れたように、教職課程は現場で活躍できる教員の養成を目標としています。単なる免許状の取得を目標とではありません。教員免許を取得し、採用試験に合格し、現場で活躍できる教員になることを目標としています。この高い目標の達成は一人では叶いません。仲間や先輩さらには教職員との協力が不可欠です。現場で活躍できる教員をめざして、学生と教職員が共に切磋琢磨できる教職課程をめざしています。

*

教職課程の履修にあたっては本手引きを熟読してください。少しでも不明な点があれば必ず確かめてください。思い込みは危険です。不明な点があれば近くの仲間に訊く、先輩に尋ねる、それでも分からなければ教職員に相談する。このような作業を繰り返し、教職課程のルール（規程）を正しく理解してください。

目 次

第1部 教職課程の履修について

1. 本学で取得できる教育職員免許状 1
2. 教育職員免許状取得の所要資格 3
3. 教職課程の履修登録について 5
4. 教職課程の履修申請および履修料・実習料について 6
5. 編入学生の教職課程の履修について 6
6. 教職課程スケジュール 7
7. 科目一覧表	
教育の基礎的理解に関する科目等 9
大学が独自に設定する科目 11
教科及び教科の指導法に関する科目（文学部） 12
教科及び教科の指導法に関する科目（人間健康学部） 23
教科及び教科の指導法に関する科目（法学部） 26
教科及び教科の指導法に関する科目（経済学部） 33
教科及び教科の指導法に関する科目（商学部） 43
特別支援教育に関する科目 50
 53

第2部 履修における重要事項

第3部 教育実習について

1. 教育実習とは 54
2. 教育実習履修資格 54
3. 実習教科・分野・科目 55
4. 事前指導・事後指導 55
5. 実習手続 55
6. 教育実習に関する注意事項 56

第4部 介護等体験について

第5部 教育職員免許状について

第6部 証明書の発行について

第7部 学校図書館司書教諭について

第1部 教職課程の履修について

1. 本学で取得できる教育職員免許状

本学の各学部・学科において取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、【表 1～5】のとおりです。なお、表に示している（コース）については、みなさんの所属している学部のコースではなく、免許状を取得する際の免許教科コースです。

【表 1】 文学部で取得できる教育職員免許状の種類および免許教科

学科／(コース)	免許状の種類	免許教科
心理学科	高等学校教諭一種免許状	公 民
	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)	
情報社会学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民
国際文化学科		
国語コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国 語 国 語
社会・地理歴史 コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 地理歴史
英語コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 英 語
社会福祉学科		
社会コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 会 公 民
福祉コース	高等学校教諭一種免許状	福 祉
	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)	

【表 2】 人間健康学部で取得できる教育職員免許状の種類および免許教科

学科／コース	免許状の種類	免許教科
総合子ども学科	幼稚園教諭一種免許状	
スポーツ医科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育

【表 3】 法学部で取得できる教育職員免許状の種類および免許教科

学科／コース	免許状の種類	免許教科
法律学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
国際政治学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史 公民

2 年進級時に法律学科・国際政治学科どちらかを希望することになりますが、表 3 のとおり学科によって取得できる免許教科が異なります。学科選択の際は留意して下さい。

【表 4】 経済学部で取得できる教育職員免許状の種類および免許教科

学科／コース	免許状の種類	免許教科
経済学科		
社会コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
情報コース	高等学校教諭一種免許状	情報
商業コース	高等学校教諭一種免許状	商業
文化経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史 公民

2 年進級時に経済学科・文化経済学科どちらかを希望することになりますが、表 4 のとおり学科によって取得できる免許教科が異なります。学科選択の際は留意して下さい。

【表 5】 商学部で取得できる教育職員免許状の種類および免許教科

学科／コース	免許状の種類	免許教科
商学科		
社会コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史 公民
情報コース	高等学校教諭一種免許状	情報
商業コース	高等学校教諭一種免許状	商業

2. 教育職員免許状取得の所要資格

教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める「基礎資格」（学士の学位を有すること）を有し、かつ表 6-1 に示す本学必要単位数以上の教職関係科目、更に表 7 に示す一般教育科目をそれぞれ 2 単位以上修得しなければなりません。

なお、中学校の免許状を取得する者については、社会福祉施設等で一週間の介護等体験（ボランティア体験）が原則として必要ですので留意してください。（介護等体験については、第 3 部で説明します。）

また、文学部心理学科および社会福祉学科では、特別支援学校教諭一種免許状が取得できます。特別支援学校教諭一種免許状を取得しようとする者は、「基礎資格」（学士の学位、及び中学校または高等学校の普通免許状）を有し、かつ表 6-1 に加えて表 6-2 に示す単位数以上の「特別支援教育に関する科目」を修得してください。

(1) 基礎資格

幼稚園・中学校・高等学校教諭の一種免許状を取得するためには、「学士の学位を有する」必要があります。すなわち**「大学を卒業」**することが「基礎資格」となります。

また、特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合は、「学士の学位を有すること」に加え、「中学校または高等学校教諭の普通免許状」を取得することが「基礎資格」になります。取得を希望する人は、その点に注意してください。

【表 6-1】

幼稚園教諭一種免許状

科目区分	法定単位数	本学で定める 最低必要単位数
領域に関する専門的事項	16 単位	7 単位
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		14 単位
大学が独自に設定する科目	14 単位	14 単位 ※1
教育の基礎的理 解に関する科目等	21 単位	26 単位

※1…「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」「教育の基礎的理 解に関する科目等」の法定単位数を上回る単位数 10 単位は「大学が独自に設定する科目」の単位数としてカウントします。

中学校教諭一種免許状

科 目 区 分	本学で定める 最低必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	28 単位
大学が独自に設定する科目	4 単位
教育の基礎的理 解に関する科目等	27 単位

高等学校教諭一種免許状

科 目 区 分	本学で定める 最低必要単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	24 単位
大学が独自に設定する科目	12 単位
教育の基礎的理 解に関する科目等	23 単位

[表 6-2]

特別支援学校教諭一種免許状

基礎資格	本学で定める 最低必要単位数
学士の学位、及び中学校または高等学校の普通免許状を有すること	特別支援教育に関する科目 27 単位

(2)免許状取得に必要な一般教育科目

教育職員免許状を取得するためには、一般教育科目として、所定の科目をそれぞれ 2 単位以上修得することが必要です。本学では表 7 に示す科目を修得することによってこれを満たすことができます。

【表7】 教育職員免許状取得に必要な一般教育科目（学部により科目区分は異なります）

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に関する科目を、それぞれ 2 単位以上修得することが必要です。該当科目は、以下に示すとおりです。

(3)教育の基礎的理解に関する科目等（別表Ⅰ参照）

(4)大学が独自に設定する科目（別表Ⅱ参照）

「教育の基礎的理義に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」において余剰単位がある場合、「大学が独自に設定する科目」として必要単位にカウントすることができます。「大学が独自に設定する科目」の必要単位数を「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位を多く修得することで満たしても「大学が独自に設定する科目」として開講されている科目を修得することで満たしても構いません。

また、学校図書館司書教諭に関する科目も、この「大学が独自に設定する科目」に含まれます。詳しくは第4部「司書教諭について」を参照してください。

(5)教科及び教科の指導法に関する科目（別表Ⅲ参照）

教育職員免許状を取得するために必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」は、免許教科、学部・学科によって異なります。間違えると免許状が取得できなくなりますので注意してください。

(6)特別支援教育に関する科目（別表Ⅳ参照）

特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、「特別支援教育に関する科目」を必要単位数以上修得しなければなりません。

☺ どれくらいの単位が必要か ☺



大学を卒業するのに 124～132 単位が必要ですが、教員免許状を取得するためにはこの外に【表 6-1】【表 6-2】に示した単位を修得しなければなりません。しかし、実際に履修する単位数は必要単位数の合計ではありません。取得したい免許科目と所属している学部学科によって科目数は異なりますが、「教科及び教科の指導法に関する科目」の多くは卒業に必要な科目として規定されています。

3. 教職課程の科目の履修登録について

各学部において専門科目ではない「教育の基礎的理義に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」「教科及び教科の指導法に関する科目」は、**1 年間に履修できる単位の上限を越えて履修することができます**。各学部の学修ガイドブックに掲載されている「教職課程科目」がこれに該当します。

4. 教職課程の履修申請および履修料・実習料（保険料を含む。）について

履修料は、教職課程の履修を開始する最初の年度に一度だけ、証明書自動発行機（御井本館 1 階に設置）にて納入り、「資格課程申請書」を教務課窓口に提出してください。教職課程の履修手続きは「履修料の納入」と「資格課程申請書の提出」をもって完了します。

注：(1) 納入した履修料はいかなる事由によっても返還されません。

(2) 教育実習諸経費は 4 年次の「教育実習」履修登録後に納入してください。

【表 8】教職課程の履修料・実習料（保険料を含む。）

	免許教科	金額	納入時期
教 職 課 程 履 修 料 履修する初年度に <u>1回納入</u> ※人間健康学部総合子ども学科 の学生は納入不要	国語・社会・英語 地歴・公民・保育 情報・商業・福祉	一律 36,000 円 (複数教科でも)	4月 下旬 締切
	特別支援学校		
教 育 実 習 諸 経 費	2 週間実習 (幼稚園・高等学校)	12,000 円	
	3 週間実習 (中学校)	18,000 円	
特別支援学校教育実習諸経費	2 週間実習 (特別支援学校)	12,000 円	
学外実習時保険料 (*1)		340 円	

(* 1) 学外実習時保険料は、教育実習・図書館司書課程実習および学芸員実習など大学が認めた学外における実習時にかける保険です。同じ年度であれば目的が違ういくつかの実習が重なっても、1 回の納入だけで構いません。

※通信教育課程（小学校教諭一種免許状取得希望者）は、別途履修料等が必要です。詳細な費用については、通信教育課程説明会にて説明します。

5. 編入学生の教職課程の履修について

編入学生が、前大学において修得した教職関係科目については、教育職員免許法上、個々のケースにおいて取り扱いが異なりますので、必ず教務課の教職担当に相談してください。

◎ 特別支援学校教諭免許状について ◎

特別支援学校免許状には、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する教育の 5 領域があり、そのうち本学で取得可能な免許状は、**知的障害者・肢体不自由者・病弱者の 3 領域**です。特別支援学校の教員免許状を取得するには、基礎資格として中学校または高等学校の普通免許状の取得に加え、「特別支援教育に関する科目」を修得しなければなりません。

教職課程 年間スケジュール

	1年次生	2年次生	3年次生	4年次生
3月中旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
4月上旬	教職課程説明会	科目の履修登録	科目の履修登録	科目の履修登録 (教育実習含む)
4月中旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
4月中旬以降	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
4～5月	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
5月初旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
5月中	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
6月下旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
7月上旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
7月下旬ごろ	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
夏期休暇	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
9月下旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
10月上旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
10月頃	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
11月下旬	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会
12月上旬	人権・同和教育特別講義	人権・同和教育特別講義	人権・同和教育特別講義	人権・同和教育特別講義
12月中旬	介護等体験登録説明会	介護等体験登録説明会	介護等体験登録説明会	介護等体験登録説明会
1月下旬	介護等体験申し込み	介護等体験申し込み	介護等体験申し込み	介護等体験申し込み
卒業式	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会	教職課程説明会

教育の基礎的理解に関する科目等

別表 I – 1 中学校・高等学校

別表 I – 2 幼稚園

大学が独自に設定する科目

別表 II – 1 中学校・高等学校

別表 II – 2 幼稚園

別表 I - 1

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」
「教育実践に関する科目」(中学校・高等学校)

科 目	各科目に含める必要事項	単位数	開設授業科目	免許状の種類		配当年次
				中学校	高等学校	
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の本質	2	○	1
	ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職の意義	2	○	1
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と行政	2	○	1
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達と学習の心理	2	○	1
	ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)		特別支援教育概論	2	○	1
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		※「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」のニ「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に含む。			
	イ ■道徳の理論及び指導法		道徳指導法	2	○	△
の道指徳相導、談法総等及合にび的関生なす徒学る指習科導の目、時教間育等	ロ 総合的な学習の時間の指導法 総合的な探求の時間の指導法	中10高8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	○	2
	ハ 特別活動の指導法		教育方法論(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2	○	2
	ニ 教育の方法及び技術		生徒指導(進路指導を含む。)	2	○	2
	ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談(カウンセリングを含む。)	2	○	2
	ヘ 生徒指導の理論及び方法					
	チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	ト 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法					
に教科関育目す実る践	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)	中7高5	事前事後指導	1	○	4
	ロ ■教職実践演習		教育実習(中学校)	4	○	
			教育実習(高等学校)	2	▲	
			教職実践演習(中・高)	2	○	
本学における必要単位数				上記科目より、中学校免許状27単位以上、高等学校免許状23単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。		

(注) 中学校及び高等学校両方の免許状を取得しようとする者は、教育実習については事前事後指導1単位及び教育実習(中学校)4単位を修得しなければならない。

○印は必修科目 ▲印は選択必修科目 △印は選択科目

別表 I - 2

「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」(幼稚園)

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	本学において開講する 教職に関する科目	単位数	配当年次
科目	各科目に含める必要事項				
教育の基礎的理解に関する科目	イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育の本質(幼)	2	1
	ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		保育・教職の意義	2	1
	ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育の制度と行政(幼)	2	3
	ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達と学習の心理(幼)	2	2
	ホ ■特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得)		特別支援教育概論(幼)	2	2
	ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		保育・教育課程論	2	2
びの道徳等生徒間に指導等総導の合す、指的教導な教育法學相及習	イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法論(幼)	2	2
	ロ 幼児理解の理論及び方法		幼児理解の理論と方法	2	2
	ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談(カウンセリングを含む。)(幼)	2	3
教育実践に関する科目	イ ■教育実習(学校インターンシップ(学校体験活動)を2単位まで含むことができる。)(5単位)	7	教育実習事前事後指導(幼稚園) I	1	3
			教育実習事前事後指導(幼稚園) II	1	4
			教育実習(幼稚園) I	2	4
			教育実習(幼稚園) II	2	4
	ロ ■教職実践演習(2単位)		保育・教職実践演習	2	4
本学における必要単位数		上記科目を、26単位修得すること。			

別表Ⅱ-1

大学が独自に設定する科目（中学校・高等学校 全学部共通）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次
大学が独自に設定する科目	中4 高12	討議法 道徳指導法 ※高等学校のみ 学校経営と学校図書館 学校図書館メディアの構成 学習指導と学校図書館 読書と豊かな人間性 情報メディアの活用 教育指導演習	2 2 2 2 2 2 2 2	3 2 2 2 2 2 2 3
本学における必要単位数		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて中学校免許状4単位、高等学校免許状12単位以上修得すること。		

(注) 中学校免許状では、「道徳指導法」は「教育の基礎的理解に関する科目」となり、「大学が独自に設定する科目」としては適用できないので注意すること。

(注) 司書教諭の資格を得ようとする者は、以下の司書教諭相当科目、「学校経営と学校図書館」、「学校図書館メディアの構成」、「学習指導と学校図書館」、「読書と豊かな人間性」および「情報メディアの活用」の5科目10単位を修得すること。

【注意！！】《複数免許の取得を希望する方へ》□

複数の免許を取得希望する場合は、それぞれの免許教科で、必要な単位数を満たさなければなりません。
よって、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」のいずれも、該当する免許教科の余剰単位しか「大学が独自に設定する科目」としてカウントすることができないので、注意してください。□

別表Ⅱ-2

大学が独自に設定する科目（幼稚園）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次
大学が独自に設定する科目	14	乳幼児発達の基礎 発達環境論 幼児理解と援助の方法 保育の表現技術（图画工作） 保育の表現技術（幼児体育） 保育の表現技術（器楽） 発達支援論 I	2 2 1 1 1 1 2	1 1 3 3 3 3 1
本学における必要単位数		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上修得すること。		

教科及び教科の指導法に関する科目

【 文 学 部 】

- 心理学科 別表Ⅲ－1
- 情報社会学科 別表Ⅲ－2～3
- 国際文化学科 別表Ⅲ－4～7
- 社会福祉学科 別表Ⅲ－8～10

別表III-1

教科及び教科の指導法に関する科目（心理学科・高等学校・公民）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-2

教科及び教科の指導法に関する科目（情報社会学科・中学校・社会）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-3

教科及び教科の指導法に関する科目（情報社会学科・高等学校・公民）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ－4

教科及び教科の指導法に関する科目（国際文化学科・中学校/高等学校・国語）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	<input type="radio"/> 日本語学概論 I <input type="radio"/> 日本語学概論 II <input type="radio"/> 日本語表現法 I 日本語表現法 II <input type="radio"/> 日本語音声学 <input type="radio"/> 日本語文法論 日本語史 I 日本語史 II	2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 1 1 2 2 2 2	
国文学（国文学史を含む。）	<input type="radio"/> 日本文学概論 I <input type="radio"/> 日本文学概論 II <input type="radio"/> 日本文学史 I 日本文学史 II <input type="radio"/> 日本近代文学 I 日本近代文学 II 日本古典文学 I 日本古典文学 II	2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 2 2 2 2 2 2	
漢文学	<input type="radio"/> 漢文学概論 I <input type="radio"/> 漢文学概論 II <input type="radio"/> 中国文学史 漢文入門 I 漢文入門 II 中国語学概論 I 中国語学概論 II	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 1 1 2 2	
書道（書写を中心とする。）	<input type="radio"/> 書道	4	2	中学校一種免許状のみ必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	<input type="radio"/> 国語科教育法 I <input type="radio"/> 国語科教育法 II <input type="radio"/> 国語科教育法 III <input type="radio"/> 国語科教育法 IV	2 2 2 2	2 2 3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

別表III-5

教科及び教科の指導法に関する科目（国際文化学科・中学校・社会）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III－6

教科及び教科の指導法に関する科目（国際文化学科・高等学校・地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II 日本近世史 I 日本近世史 II 日本考古学 I 日本考古学 II 日本近代史 I 日本近代史 II 日本古代史 I 日本古代史 II 日本思想史 I 日本思想史 II 日朝関係史 日本中世史 I 日本中世史 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
外国史	▲ 外国史 I ▲ 外国史 II ヨーロッパ史 I ヨーロッパ史 II 朝鮮史 I 朝鮮史 II 中国文化史 I 中国文化史 II 中国史学概論 I 中国史学概論 II ヨーロッパ近現代史 I ヨーロッパ近現代史 II ヨーロッパ中世史 イスラム文化史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1 1 2 1	<input type="checkbox"/> 選択必修
人文地理学及び自然地理学	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II 日本地理学 I	2 2 2 2 2	1 1 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地誌	▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II	2 2	2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 地理歴史科教育法 I ○ 地理歴史科教育法 II	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III－7

教科及び教科の指導法に関する科目（国際文化学科・中学校/高等学校・英語）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
英語学	<input type="radio"/> 英語学概論 <input type="radio"/> 英語史 <input type="radio"/> 英語音声学（理論） 日英対照言語学	2 2 2 2	2 2 2 2	
英語文学	<input type="radio"/> イギリス文学概論 イギリス文学作品研究Ⅰ イギリス文学作品研究Ⅱ <input type="triangle"/> 英語圏文学作品研究Ⅰ <input type="triangle"/> 英語圏文学作品研究Ⅱ	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
英語コミュニケーション	<input type="triangle"/> 英語リスニングⅢ <input type="triangle"/> 英語リスニングⅣ <input type="radio"/> 英語リーディングⅠ 英語リーディングⅡ <input type="triangle"/> 英語スピーキングⅤ <input type="triangle"/> 英語スピーキングⅥ <input type="radio"/> 英語ライティングⅤ 英語ライティングⅥ <input type="radio"/> 英語プレゼンテーションⅠ 英語プレゼンテーションⅡ	1 1 1 1 2 2 2 2 2	2 2 1 1 3 3 3 3	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
異文化理解	<input type="radio"/> 異文化間コミュニケーション論 外国情事情概論Ⅰ 外国情事情概論Ⅱ 日米比較文化論 <input type="triangle"/> 英語圏文化Ⅰ <input type="triangle"/> 英語圏文化Ⅱ 日英比較文化論 社会言語学Ⅰ 社会言語学Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 2 2 3 2 2 3 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	<input type="radio"/> 英語科教育法Ⅰ <input type="radio"/> 英語科教育法Ⅱ <input type="radio"/> 英語科教育法Ⅲ <input type="radio"/> 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	2 2 3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ－8

教科及び教科の指導法に関する科目（社会福祉学科・中学校・社会）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史及び外国史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II ▲ 外国史 I ▲ 外国史 II	2 2 2 2	1 1 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地理学（地誌を含む。）	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II ▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II	2 2 2 2 2 2	1 1 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
「法律学・政治学」	○ 法学概論 民法 行政法 I 行政法 II 労働法 A 労働法 B 司法福祉論	2 2 2 2 2 2 1	2 2 3 3 2 2 3	法学部法律学科開設科目 法学部法律学科開設科目
「社会学・経済学」	○ 経済学概論 I ○ 経済学概論 II 国際経済概論 国際経済論 福祉社会学 II 家族社会学 地域社会学 地方財政論 I 社会政策 I 地域福祉論 社会保障論	2 2 2 2 2 2 2 2 4 4	2 2 2 2 1 1 1 3 3 3	
「哲学・倫理学・宗教学」	▲ 哲学概論 ▲ 倫理学概論	2 2	2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 社会科教育法 I ○ 社会科教育法 II ○ 社会科教育法 III ○ 社会科教育法 IV	2 2 2 2	2 2 3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ－9

教科及び教科の指導法に関する科目（社会福祉学科・高等学校・公民）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
「法律学（国際法を含む。）・政治学（国際政治を含む。）」	○ 法学概論 民法 行政法Ⅰ 行政法Ⅱ 司法福祉論 労働法A 労働法B	2 2 2 2 1 2 2	2 2 3 3 3 2 2	法学部法律学科開設科目 法学部法律学科開設科目
「社会学・経済学（国際経済を含む。）」	○ 経済学概論Ⅰ ○ 経済学概論Ⅱ ▲ 国際経済概論 ▲ 国際経済論 福祉社会学Ⅱ 家族社会学 地域社会学 地方財政論Ⅰ 社会政策Ⅰ 地域福祉論 社会保障論 子ども社会学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 2	2 2 2 2 1 1 1 3 3 3 1	□選択必修 令和元年度以前入学生適用
「哲学・倫理学・宗教学・心理学」	▲ 哲学概論 ▲ 倫理学概論 臨床心理学概論 発達心理学Ⅰ	2 2 2 2	2 2 2 2	□選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 公民科教育法Ⅰ ○ 公民科教育法Ⅱ	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ－10

教科及び教科の指導法に関する科目（社会福祉学科・高等学校・福祉）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
「社会福祉学（職業指導を含む。）」	<input type="radio"/> 社会福祉学概論 <input type="radio"/> 公的扶助論 <input type="radio"/> 社会福祉法制論Ⅰ <input type="radio"/> 社会福祉法制論Ⅱ <input type="radio"/> 福祉運営管理論 <input type="radio"/> 福祉行政財政と福祉計画	4 2 2 2 2 2	1 2 2 2 3 3	
「高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉」	<input type="radio"/> 児童福祉論 <input type="radio"/> 障害者福祉論 <input type="radio"/> 高齢者福祉と介護福祉 <input type="radio"/> 養護内容論Ⅰ <input type="radio"/> 養護原理	2 2 4 2 2	2 2 2 3 2	令和元年度以前入学生適用
「社会福祉援助技術」	<input type="radio"/> 社会福祉計画論 <input type="radio"/> ソーシャルワーク論Ⅰ <input type="radio"/> ソーシャルワーク論Ⅱ <input type="radio"/> 社会福祉援助技術論Ⅰ <input type="radio"/> 社会福祉援助技術論Ⅱ <input type="radio"/> 社会福祉調査 <input type="radio"/> 医療ソーシャルワーク論	2 2 2 4 4 2 2	3 3 3 1 2 1 3	
「介護理論及び介護技術」	<input type="radio"/> 介護概論 <input type="radio"/> 福祉コミュニケーション実習演習Ⅰ	4 4	1 1	
「社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）」	<input type="radio"/> 相談援助実習 <input type="radio"/> 相談援助実習指導Ⅰ <input type="radio"/> 相談援助実習指導Ⅱ <input type="radio"/> 介護援助実習（事前事後指導を含む。）	4 2 4 2	3 2 3 4	
人体構造及び日常生活行動に関する理解	<input type="radio"/> 医学一般	2	1	
加齢及び障害に関する理解	<input type="radio"/> ケア論	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	<input type="radio"/> 福祉科教育法Ⅰ <input type="radio"/> 福祉科教育法Ⅱ	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目

【 人間健康学部 】

○ 総合子ども学科 別表III-11

○ スポーツ医科学科 別表III-12

別表Ⅲ－11

領域及び保育内容の指導法に関する科目（総合子ども学科・幼稚園）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
健康	○ 子どもと健康	1	2	
人間関係	○ 子どもと人間関係	1	2	
環境	○ 子どもと環境	1	2	
言葉	○ 子どもと言葉	1	1	
表現	○ 子どもと表現Ⅰ ○ 子どもと表現Ⅱ A ○ こどもと表現Ⅱ B	1 1 1	1 2 2	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 保育内容総論 ○ 保育内容(健康) ○ 保育内容(人間関係) ○ 保育内容(環境) ○ 保育内容(言葉) ○ 保育内容(表現Ⅰ) ○ 保育内容(表現Ⅱ)	2 2 2 2 2 2 2	2 2 3 2 3 2 2	
本学における必要単位数	上記科目を、21単位修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した必修科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

別表Ⅲ-12

教科及び教科の指導法に関する科目（スポーツ医科学科・中学校/高等学校・保健体育）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
体育実技	<input type="radio"/> 体育実技(陸上競技) <input type="radio"/> 体育実技(バレー・ボール) <input type="radio"/> 体育実技(水泳) <input type="radio"/> 体育実技(サッカー) <input type="radio"/> 体育実技(ダンス) <input type="radio"/> 体育実技(武道・柔道) <input type="radio"/> 体育実技(ソフトボール・野球) <input type="radio"/> 体つくり運動 体育実技(エアロビックダンス) 体育実技(武道・剣道) 体育実技(バスケットボール)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 2 2 2 2 2 3 1 2 2	
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	<input type="radio"/> スポーツ哲学 <input type="radio"/> スポーツ心理学 <input type="radio"/> スポーツ経営学 <input type="radio"/> スポーツ史 <input type="radio"/> 運動方法学（コーチング論を含む） <input type="radio"/> スポーツ社会学 スポーツ活動実践論 コミュニティスポーツ論 スポーツ指導論	2 2 2 2 2 2 2 2	1 2 1 1 3 1 3 2 4	
生理学（運動生理学を含む。）	<input type="radio"/> スポーツ生理学 <input type="radio"/> からだのしくみ スポーツ医学概論 基礎スポーツ医科学 運動器の解剖学 スポーツバイオメカニクスⅠ	2 2 2 2 2 2	2 1 1 1 1 3	
衛生学及び公衆衛生学	<input type="radio"/> 卫生学 <input type="radio"/> 公衆衛生学（衛生学実習を含む）	2 2	1 2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	<input type="radio"/> 学校保健（学校安全を含む） <input type="radio"/> 小児保健 <input type="radio"/> 精神保健 <input type="radio"/> 救急処置法 アスレティックテーピング ストレッチング＆マッサージ スポーツコンディショニング 健康管理とスポーツ医学 スポーツ相談	2 2 2 1 1 1 1 2 2 2	2 2 1 1 1 1 2 3 3	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	<input type="radio"/> 保健体育科教育法Ⅰ <input type="radio"/> 保健体育科教育法Ⅱ <input type="radio"/> 保健体育科教育法Ⅲ <input type="radio"/> 保健体育科教育法Ⅳ	2 2 2 2	2 2 3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目

【 法 学 部 】

- 法律学科 別表Ⅲ－13～14
- 国際政治学科 別表Ⅲ－15～17

別表III-13

教科及び教科の指導法に関する科目（法律学科・中学校・社会）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-14

教科及び教科の指導法に関する科目（法律学科・高等学校・公民）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-15

教科及び教科の指導法に関する科目（国際政治学科・中学校・社会）

「哲学・倫理学・宗教学」	▲ 哲学概論 ▲ 倫理学概論 法哲学 A 法哲学 B 日本政治思想 A 日本政治思想 B 西洋政治思想 A 西洋政治思想 B	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 社会科教育法 I ○ 社会科教育法 II ○ 社会科教育法 III ○ 社会科教育法 IV	2 2 2 2	2 2 3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-16

教科及び教科の指導法に関する科目（国際政治学科・高等学校・地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II 日本政治外交史 A (近代) 日本政治外交史 B (近代) 日本政治外交史 A (現代) 日本政治外交史 B (現代)	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
外国史	▲ 外国史 I ▲ 外国史 II 国際政治史 A 国際政治史 B 中国政治外交史 A 中国政治外交史 B	2 2 2 2 2 2	2 2 1 1 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
人文地理学及び自然地理学	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II アジア地域研究 A アジア地域研究 B アメリカ地域研究 A アメリカ地域研究 B ヨーロッパ地域研究 A ヨーロッパ地域研究 B スラヴ地域研究 A スラヴ地域研究 B 中近東地域研究 中近東地域研究A 中近東地域研究B 経済地理 I 経済地理 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 3	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3 3	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修 2022年度以前開講科目 2023年度以降開講科目 2023年度以降開講科目
地誌	▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II	2 2	2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 地理歴史科教育法 I ○ 地理歴史科教育法 II	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ-17

教科及び教科の指導法に関する科目（国際政治学科・高等学校・公民）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
「法律学（国際法を含む。）・政治学（国際政治を含む。）」	○ 政治学入門 ▲ 国際関係論 A ▲ 国際関係論 B 比較政治論 A 比較政治論 B 憲法 I A 憲法 I B 憲法 II 理論政治学 A 理論政治学 B 国際法 I A 国際法 I B 国際法 II A 国際法 II B 国際労働法 A 国際労働法 B 国際労働法 国際環境法 A	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 2 2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
「社会学・経済学（国際経済を含む。）」	▲ 経済学入門 I ▲ 経済学入門 II ▲ 国際経済概論 ▲ 国際経済論 平和研究	2 2 2 2 2	2 2 3 3 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
「哲学・倫理学・宗教学・心理学」	▲ 哲学概論 ▲ 倫理学概論 法哲学 A 法哲学 B 日本政治思想 A 日本政治思想 B 西洋政治思想 A 西洋政治思想 B	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 公民科教育法 I ○ 公民科教育法 II	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目

【 経済学部 】

○ 経済学科 別表Ⅲ－18～21

○ 文化経済学科 別表Ⅲ－22～24

別表Ⅲ-18

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学科・中学校・社会）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史及び外国史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II ▲ 外国史 I ▲ 外国史 II 日本経済史 I 日本経済史 II 西洋経済史 I 西洋経済史 II 経済学史 I 経済学史 II 日本古代史 I 日本古代史 II 日本中世史 I 日本中世史 II 日本近代史 I 日本近代史 II	2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地理学（地誌を含む。）	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II ▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II 経済地理 I 経済地理 II 地理情報システム I 地理情報システム II 観光地理学 地域創造論 国際地域開発論 都市地理学 日本地理学 I 日本地理学 II	2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
「法律学・政治学」	○ 法学概論 国際法 I 国際法 II 国際関係論 I 国際関係論 II 行政法 I 行政法 II 民法 I 民法 II 経済法 I 経済法 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

「社会学・経済学」	○ 経済学概論	2	1	
	国際経済概論	2	2	
	国際経済論	2	2	
	○ 基礎経済原論 I	2	1	
	上級ミクロ経済学	2	2	
	○ 基礎経済原論 II	2	1	
	上級マクロ経済学	2	2	
	経済政策概論	2	2	
	経済政策	2	2	
	日本経済論 I	2	2	
	日本経済論 II	2	2	
	産業経済学 I	2	2	
	産業経済学 II	2	2	
	発展途上国経済概論	2	2	
	文化経済入門	2	1	
	計量経済学 I	2	3	
	計量経済学 II	2	3	
	東アジア経済論	2	2	
	経済統合論 I	2	3	
	経済統合論 II	2	3	
	韓国経済論	2	3	
	中国経済論 I	2	3	
	中国経済論 II	2	3	
	アセアン経済論 I	2	3	
	アセアン経済論 II	2	3	
	欧州経済論 I	2	3	
	欧州経済論 II	2	3	
	アメリカ経済論 I	2	3	
	アメリカ経済論 II	2	3	
「哲学・倫理学・宗教学」	▲ 哲学概論	2	2	<input type="checkbox"/> 選択必修
	▲ 倫理学概論	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 社会科教育法 I	2	2	
	○ 社会科教育法 II	2	2	
	○ 社会科教育法 III	2	3	
	○ 社会科教育法 IV	2	3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-19

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学科・高等学校・公民）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ－20

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学科・高等学校・情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	<input type="radio"/> 情報と社会 <input type="radio"/> 情報化と職業 知的所有権法Ⅰ 知的所有権法Ⅱ 著作権法Ⅰ 著作権法Ⅱ 情報文化論	2 2 2 2 2 2 2	2 3 2 2 3 3 2	
コンピュータ・情報処理	<input type="radio"/> プログラミングⅠ <input type="radio"/> プログラミングⅡ プログラミング応用Ⅰ プログラミング応用Ⅱ コンピュータ概論Ⅰ コンピュータ概論Ⅱ 情報処理Ⅰ 情報処理Ⅱ	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 3 3 1 1 1 1	
情報システム	<input type="radio"/> データベース論Ⅰ <input type="radio"/> データベース論Ⅱ 情報システム論 情報検索	2 2 2 2	2 2 2 1	
情報通信ネットワーク	<input type="radio"/> 情報ネットワーク論Ⅰ <input type="radio"/> 情報ネットワーク論Ⅱ ネットワークビジネス論 電子商取引と情報経済	2 2 2 2	2 2 3 2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	<input type="radio"/> マルチメディア論Ⅰ <input type="radio"/> マルチメディア論Ⅱ コンピュータデザイン モデリングとシミュレーション インターネットデザイン演習Ⅰ インターネットデザイン演習Ⅱ	2 2 2 2 2 2	3 3 2 3 2 2	文学部情報社会学科開設科目 文学部情報社会学科開設科目
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	<input type="radio"/> 情報科教育法Ⅰ <input type="radio"/> 情報科教育法Ⅱ	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

別表Ⅲ-21

教科及び教科の指導法に関する科目（経済学科・高等学校・商業）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-22

教科及び教科の指導法に関する科目（文化経済学科・中学校・社会）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史及び外国史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II ▲ 外国史 I ▲ 外国史 II 日本経済史 I 日本経済史 II 西洋経済史 I 西洋経済史 II 経済学史 I 経済学史 II 日本古代史 I 日本古代史 II 日本中世史 I 日本中世史 II 日本近代史 I 日本近代史 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地理学（地誌を含む。）	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II ▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II 経済地理 I 経済地理 II 地理情報システム I 地理情報システム II 観光地理学 地域創造論 国際地域開発論 都市地理学 日本地理学 I 日本地理学 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
「法律学・政治学」	○ 法学概論 国際法 I 国際法 II 環境法 I 環境法 II 国際環境法 I 国際関係論 I 国際関係論 II 行政法 I 行政法 II 民法 I 民法 II 経済法 I 経済法 II 福祉行財政論 I 福祉行財政論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 3 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3	

「社会学・経済学」	○ 経済学概論	2	1	
	国際経済概論	2	2	
○ 基礎経済原論 I	国際経済論	2	2	
	上級ミクロ経済学	2	2	
○ 基礎経済原論 II	上級マクロ経済学	2	1	
	経済政策概論	2	2	
○ 経済政策	経済政策	2	2	
	発展途上国経済概論	2	2	
○ 文化経済入門	文化経済入門	2	1	
	文化経済学	2	2	
○ 文化産業論 I	文化産業論 I	2	2	
	文化産業論 II	2	2	
○ 非営利組織概論	非営利組織概論	2	2	
	非営利組織経営論	2	2	
○ 観光経済論	観光経済論	2	2	
	環境・ツーリズム概論	2	2	
○ 環境政策論	環境政策論	2	2	
	ガバナンス論	2	3	
○ 福祉経済学	福祉経済学	2	3	
	都市社会学理論	2	3	
○ 環境情報社会学 I	環境情報社会学 I	2	3	
	環境情報社会学 II	2	3	
○ 福祉社会学 II	福祉社会学 II	2	3	
「哲学・倫理学・宗教学」	▲ 哲学概論	2	2	□選択必修
	▲ 倫理学概論	2	2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 社会科教育法 I	2	2	
	○ 社会科教育法 II	2	2	
	○ 社会科教育法 III	2	3	
	○ 社会科教育法 IV	2	3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ-23

教科及び教科の指導法に関する科目（文化経済学科・高等学校・地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II 日本経済史 I 日本経済史 II 日本古代史 I 日本古代史 II 日本中世史 I 日本中世史 II 日本近代史 I 日本近代史 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 3 3 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
外国史	▲ 外国史 I ▲ 外国史 II 西洋経済史 I 西洋経済史 II 経済学史 I 経済学史 II	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
人文地理学及び自然地理学	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II 経済地理 I 経済地理 II 地理情報システム I 地理情報システム II 観光地理学 地域文化開発論 地域創造論 国際地域開発論 都市地理学 日本地理学 I 日本地理学 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 3 3 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地誌	▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II	2 2	2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 地理歴史科教育法 I ○ 地理歴史科教育法 II	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-24

教科及び教科の指導法に関する科目（文化経済学科・高等学校・公民）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

教科及び教科の指導法に関する科目

【 商 学 部 】

○ 商学科

別表III－25～29

別表III-25

教科及び教科の指導法に関する科目（商学科・中学校・社会）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史及び外国史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II ▲ 外国史 I ▲ 外国史 II 会計史 I 会計史 II 経営史 I 経営史 II 経営学史 I 経営学史 II 日本経済史 I 日本経済史 II 西洋経済史 I 西洋経済史 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地理学（地誌を含む。）	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II ▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II 経済地理 I 経済地理 II 交通論 I 交通論 II 国際物流論 I 国際物流論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
「法律学・政治学」	○ 法学概論 国際法 I 国際法 II 国際関係論 I 国際関係論 II	2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	
「社会学・経済学」	▲ 経済学入門 I ▲ 経済学入門 II 国際経済概論 国際経済論 ミクロ経済学 I ミクロ経済学 II マクロ経済学 I マクロ経済学 II 経済政策 I 経済政策 II 日本経済論 I 日本経済論 II 行財政論 I 行財政論 II 産業構造論 I 産業構造論 II 財政学 I 財政学 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 1 2 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修

「社会学・経済学」	金融論 I 金融論 II 国際金融論 I 国際金融論 II 保険システム論 I 保険システム論 II 証券市場論 I 証券市場論 II 企業論 I 企業論 II 国際経営論 I 国際経営論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
「哲学・倫理学・宗教学」	▲ 哲学概論 ▲ 倫理学概論	2 2	2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 社会科教育法 I ○ 社会科教育法 II ○ 社会科教育法 III ○ 社会科教育法 IV	2 2 2 2	2 2 3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、28単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-26

教科及び教科の指導法に関する科目（商学科・高等学校・地理歴史）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
日本史	▲ 日本史学概論 I ▲ 日本史学概論 II 経営史 I 経営史 II 経営学史 I 経営学史 II 日本経済史 I 日本経済史 II	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
外国史	▲ 外国史 I ▲ 外国史 II 会計史 I 会計史 II 西洋経済史 I 西洋経済史 II	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
人文地理学及び自然地理学	▲ 人文地理学概論 I ▲ 人文地理学概論 II ▲ 自然地理学概論 I ▲ 自然地理学概論 II 経済地理 I 経済地理 II 交通論 I 交通論 II 国際物流論 I 国際物流論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修 <input type="checkbox"/> 選択必修
地誌	▲ 地誌学 I ▲ 地誌学 II	2 2	2 2	<input type="checkbox"/> 選択必修
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○ 地理歴史科教育法 I ○ 地理歴史科教育法 II	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表III-27

教科及び教科の指導法に関する科目（商学科・高等学校・公民）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表Ⅲ－28

教科及び教科の指導法に関する科目（商学科・高等学校・情報）

免許法施行規則に定める科目区分等	本学において開講する授業科目	単位数	配当年次	備考
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	<input type="radio"/> 情報と社会 <input type="radio"/> 情報化と職業 会計情報論 I 会計情報論 II 知的所有権法 I 知的所有権法 II 著作権法 I 著作権法 II 経営情報分析論 I 経営情報分析論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2	
コンピュータ・情報処理	<input type="radio"/> 経営情報プログラミング I <input type="radio"/> 経営情報プログラミング II 経営情報プログラミング応用 I 経営情報プログラミング応用 II 情報処理入門 I 情報処理入門 II コンピュータ会計論 I コンピュータ会計論 II コンピュータ原論 I コンピュータ原論 II プログラミング原論 I プログラミング原論 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 1 1 2 2 2 2 2 2	
情報システム	<input type="radio"/> 応用情報科学 I <input type="radio"/> 応用情報科学 II 情報検索 情報システム論 オペレーションズ・リサーチ I オペレーションズ・リサーチ II	2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2	
情報通信ネットワーク	<input type="radio"/> 経営情報システム論 I <input type="radio"/> 経営情報システム論 II	2 2	2 2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	<input type="radio"/> マルチメディア論 I <input type="radio"/> マルチメディア論 II コンピュータデザイン モデリングとシミュレーション	2 2 2 2	2 2 2 2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	<input type="radio"/> 情報科教育法 I <input type="radio"/> 情報科教育法 II	2 2	3 3	
本学における必要単位数	上記科目より、24単位以上修得すること。なお、必要単位数を超えて修得した選択必修科目及び選択科目については、「大学が独自に設定する科目」として使用することができる。			

○印は必修科目

別表III-29

教科及び教科の指導法に関する科目（商学科・高等学校・商業）

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

特別支援教育に関する科目

【 文 学 部 】

○ 心理学科 別表IV-1

○ 社会福祉学科 別表IV-2

別表IV-1

特別支援教育に関する科目（文学部 心理学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学において開講する 特別支援教育に関する科目	単位数	配当 年次
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	▲ 障害者教育学概論 ▲ 障害者教育論	2 2	2 2
特別支援教育領域に関する科目	16	○ 知的障害者の心理 ○ 知的障害者の生理・病理 ○ 肢体不自由者の心理・生理・病理 ○ 病弱者の心理・生理・病理 ○ 知的障害者教育概論 I ○ 知的障害者教育概論 II ○ 肢体不自由者教育概論 ○ 病弱者教育概論	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	○ 視覚障害者教育概論 ○ 聴覚障害者教育概論 ○ 重複・LD等障害教育概論	2 2 2	2 2 2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	○ 特別支援学校教育実習	3	4
本学における必要単位数		上記科目より、27単位以上修得すること。		

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

別表IV-2

特別支援教育に関する科目（文学部 社会福祉学科）

免許法施行規則に定める科目区分等	単位数	本学において開講する 特別支援教育に関する科目	単位数	配当 年次
特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	▲ 障害者教育学概論 ▲ 障害者教育論	2 2	2 2
特別支援教育領域に関する科目	16	○ 知的障害者の心理 ○ 知的障害者の生理・病理 ○ 肢体不自由者の心理・生理・病理 ○ 病弱者の心理・生理・病理 ○ 知的障害者教育概論 I ○ 知的障害者教育概論 II ○ 肢体不自由者教育概論 ○ 病弱者教育概論	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	○ 視覚障害者教育概論 ○ 聴覚障害者教育概論 ○ 重複・LD等障害教育概論	2 2 2	2 2 2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	○ 特別支援学校教育実習	3	4
本学における必要単位数		上記科目より、27単位以上修得すること。		

○印は必修科目

▲印は選択必修科目

第2部 履修における重要事項

1. 教職履修カルテについて

「教職履修カルテ」とは、4年間の教職課程履修の振り返りシートになっており、1年次より順次各自で記入・保管していくものになります。

「カルテ」の内容は、評価に繋がることはありません。あくまでも、自分自身で履修状況を確認することはもとより、教員として必要な知識や技術がどれほど備わっているのかを振り返るためのツールです。

「カルテ」については、3年次と4年次に提出していただくこととなります。特に、4年次後期に開講される「教職実践演習（中・高）」「保育・教職実践演習」においては、「カルテ」の内容をフィードバックしていくことを念頭に授業が進められます。詳しくは、教職課程HPで確認してください。

2. 遅刻・欠席の取り扱いについて

教職課程では遅刻・欠席については、教職課程説明会において説明し、同時に誓約書を提出していただくこととしています。

説明内容をよく理解し、履修を進めていきましょう。

3. 相談窓口について

教職課程の履修に関することは教務課教職課程担当まで相談してください。相談内容によっては、担当ではお答えできない場合がありますが、重要なことは相談のタイミングです。

“どうしようもなくなってから”相談されることがあります、その前に、気になることがあれば相談するということを心掛けてください。

4. 情報の取り扱い

教職課程では、多くの情報を発信しています。通常の大学からのお知らせに加えて、教職課程履修に関する重要なお知らせを行っておりますので、KU-Portalや教職課程HPには十分お気を付けてください。

教職課程履修者は、4学年でおおよそ400名います。説明会のお知らせや提出物の未提出などについて、個別に連絡することには限界があります。「知らなかつた」では済まされず、結果的にご自身が不利益を被ることになります。情報の収集・整理・処理というのは、教員に限らず、多量の情報に溢れている現代社会において、必要な生きる力の一つです。

第3部 教育実習について

1. 教育実習とは

教育実習は、教科教育や教科外教育・生活指導などを実際に経験することで、大学の講義などで修得したそれぞれの専門分野や教育の理論・技術の理解・定着を一層深めることを目的にしています。教育実習をおして、次のような点を学習してください。

・授業の準備と実施 ・生徒、児童の成長と発達 ・教科外教育の進め方 ・学校、園や学級の運営

教育実習という科目は2つの部分から成り立っています。ひとつは、実習校・園での実習です。実習先の指導教諭の指導・監督の下で、実習生として2週間から4週間にわたって生徒・児童の教育と指導に従事します。楽しくもあり、苦しくもある日々です。この期間のことを教育実習と呼ぶ人も少なくありませんが、実習前後に大学で実施する指導（事前・事後指導）や実習校とのやり取りも教育実習の一部です。大学での事前指導では、教育実践に関する理論・技術や実習の心構えなどを身に付けます。事後指導は、実習の経験をもとにした各自の弱点の克服などを目的とします。教育実習はその大半を実習先において行うことになりますが、事前・事後指導のない教育実習はありません。なお、実習先での実習についてはそれぞれの校長・園長から評価票を提出してもらいます。しかし「教育実習」という科目の単位認定は事前・事後指導への参加状況なども踏まえて大学で行うことになっています。教育実習を終えても、単位が認定されないこともあります。

2. 教育実習履修資格

教育実習を履修するためには、次の条件を満たす必要があります。なお、各自が修得した「教科教育法」に対応する学校・科目のみでしか実習することが出来ません。

1) 当該年度に卒業見込の4年生であること。

2) 教育の基礎的理解に関する科目等・大学が独自に設定する科目・保育内容の指導法に関する科目のうち、次の科目を当該年度までに修得していること。つまり、教育実習に行く前年度の3年次までに修得しておくことが必要です。

※以下の条件を満たさなければ、教育実習へは行けません。

〔中学校・高等学校〕

- 「教育の本質」 ○「発達と学習の心理」 ○「教育の制度と行政」
 - 「教育相談（カウンセリングを含む。）」 ○「教育指導演習」
 - 「教科教育法」 ※実習予定教科により異なる
　　「国語」「社会」「保健体育」「英語」 … 8単位
　　「地理歴史」「公民」「情報」「商業」「福祉」 … 4単位
 - 「道徳指導法」※中学校免許状取得希望者のみ
 - 「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」
 - 「教育方法論（カリキュラム・マネジメントを含む。）」 ○「生徒指導（進路指導を含む。）
- * ○の科目については、出来る限り3年次までに修得しておくこと。

〔幼稚園〕

- 「教育の本質（幼）」 ○「発達と学習の心理（幼）」
- 「教育の制度と行政（幼）」 ○「保育内容総論」
- 「保育内容（健康）」 ○「保育内容（人間関係）」
- 「保育内容（環境）」 ○「保育内容（言葉）」
- 「保育内容（表現Ⅰ）」 ○「保育内容（表現Ⅱ）」

- 「教育方法論（幼）」
- 「幼児理解の理論と方法」

- 「保育・教育課程論」
- 「教育相談（カウンセリングを含む。）（幼）」

〔特別支援学校〕

教育実習の要件をみたし、さらに「特別支援教育の基礎理論に関する科目」から 1 科目及びその他の「特別支援教育に関する科目」から 2 科目以上修得することが必要。（別表IV－1・2 特別支援教育に関する科目を参照）

3) 教育職員に就く意思があること（教員採用試験を受験すること）

3. 実習教科・分野・科目

中学校・高等学校での教育実習は、取得しようとする免許教科に対応する教科について行われます。複数の免許状を取得しようとする場合は、その中からいずれかひとつの教科を選択し教育実習に臨みます。分野（中学校）または科目（高等学校）は実習校と協議して決めることになりますが、みなさんの希望よりも実習校の事情を優先しなければなりません。なお、分野・科目は教育実習直前まで決定されないこともあります。

4. 事前指導・事後指導

教育実習の前後に、本学において事前事後指導を実施します。事前指導については、教育実習生全体に行われる授業に加え、中学校・高等学校実習生は、実習教科毎の授業があります。事前指導への参加は教育実習の前提条件であり、単位認定のための必須条件です。特に、**事前指導を 1 回でも欠席した場合は、実習参加資格を取り消すことがあります**ので、留意してください。また、できるだけ早い時期に（遅くとも 4 年次の 4 月までには）教科書を入手し、事前に教材研究を尽くしておいてください。教科書は地元の教科書取扱書店や学内の書店などで購入することができます。正確な書名と出版社は実習校に確認してください。

中学校・高等学校実習生の事後指導は、教職課程履修の総仕上げとして、1 月ごろに全体で行いますので、教育実習終了後も最後まで気を抜かぬように心掛けてください。

5. 実習手続（中・高・特支）

教育実習に行くためには、先に説明した要件を満たしたうえで、次に示す手続きを教育実習の前年度までに完了させておかなければなりません。これらを怠ると、教育実習を受けることができず、教育職員免許状も取得できなくなります。

〔3 年次〕 1) 教職課程説明会（3 月末）

教育実習・介護等体験の概要に関する事項を説明します。

2) 教育実習説明会【1 回目】（6 月中旬）

教育実習受け入れの内諾依頼について説明します。

所定の用紙または Google フォームで教育実習参加を申し込んでください。

3) 教育実習説明会【2 回目】（7 月上旬）

教育実習受け入れの内諾依頼に必要な書類を配付します。

4) 教育実習内諾依頼（夏季休暇）

実習希望校・園に上記書類を持参し、実習受け入れを依頼してください。

なお、内諾が得られなかった場合は、直ちに教務課に連絡してください。

〔4 年次〕 1) 教職課程説明会（3 月末）

教育実習の実施に関する事項を説明します。

教育実習の履修登録を済ませ、教育実習諸経費を納入してください。

2) 事前指導（3 月下旬～5 月下旬）

事前指導の授業は教育実習の一部です。全体の指導（3 月予定）と教科別の指導（中・高のみ）

が行なわれます。一回の欠席も認められません。

3) **事前説明会**（5月初旬）

実習校・園に持参する書類等を配付します。

4) **教育実習日誌等の提出**（実習終了後）

各自の実習終了後直ちに、教育実習日誌や学習指導案などを教務課に提出してください。

5) **事後指導**

事後指導も教育実習の一部です。必ず出席してください。

6. 教育実習に関する注意事項

〔日課業務〕

- 1) 実習期間中、無断欠勤は認められません。急病などでやむを得ず欠勤するときは、実習先の所属長に許可を得て、本学教務課にもその旨を連絡してください。なお、就職活動のために欠勤することは認められません。
- 2) 出勤時刻を厳守し、毎朝、指導教諭と必要な連絡を取らねばなりません。また、勤務時間内は無断で外出してはいけません。
- 3) 日課の整理、翌日の準備などを終えた後、指導教諭の許可を得て退勤してください。
- 4) 授業参観、学校・園内行事、課外活動、研究会などにも指導教諭の許可の下、進んで参加してください。
- 5) 何らかの問題が生じた場合は、常に指導教諭と連絡を密にとり、その指導に従うと同時に本学教務課にも必ず連絡してください。

〔施設設備の利用〕

- 1) 学習資料などを作成したいときは、指導教諭の指示の下、機器等を利用してください。
- 2) 教材研究・資料作成にあたっては、指導教諭の許可を得て、図書室などを積極的に利用してください。
- 3) 実習生控室などを与えられた場合は、公的スペースであることをわきまえて、節度を持って利用してください。

〔禁止事項〕

- 1) 教育実習中知り得た生徒の個人情報（学業成績、人物評価）などの公表
- 2) 家庭訪問
- 3) 生徒・児童・保護者の学校、園、自宅などへの招致
- 4) 金品の贈与、徴収
- 5) 学校・園調査、または地域社会調査

〔その他〕

- 1) 服装は社会人として品位あるものとし、華美なものや奇抜なものは避けるべきです。
夏期の上着、ネクタイなどの着用は指導教諭に相談してください。
- 2) 喫煙は指定された場所以外ではしてはいけません。
- 3) 実習打ち合わせ会などの実習先の召集日に無断で欠席したときは、実習参加資格を失うことがあります。
- 4) 複数校種の実習を希望する際は、期間の重複等で当年度内に実習を行えない場合がありますので、ご注意ください。

教育実習（予定）校から受け入れの承諾を得た後、または教育実習中に教育実習生として相応しくない行為などがあれば、教育実習（予定）校及び教育委員会からの連絡に基づき、大学は教育実習を中止させることができます（「福岡県立学校教育実習実施要綱」に準拠します）。

第4部 介護等体験について -中学校免許取得希望者のみ-

1. 介護等体験とは

介護等体験特例法（平成10年5月1日施行）により、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、社会福祉施設及び特別支援学校において、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、交流等の体験（以下「介護等体験」という。）を7日間行わなければなりません。

したがって、中学校教員免許取得の希望者は、以下の「3.」で列記している免除者を除き全員介護等体験が必要となります。なお、介護等体験は大学の正課の授業ではないため、単位の認定はありません。

2. 介護等体験の対象者

平成10年度以降入学者で、中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

3. 介護等体験の免除者（詳しくは教務課でたずねて下さい）

・特別支援学校教諭免許状を所持、または取得する要件を満たしている者

※相談援助実習、保育実習（施設）および特別支援学校教育実習に行く人は、介護等体験の一部が免除される場合があります。

・看護師免許所持者など法施行規則第3条各項に定められた免除者

4. 介護等体験の内容

（1）介護等体験の内容

介護、介助のほか、障害者等の話し相手、散歩の付添いなど。

ただし、特殊な介護技術を必要とする介護実習は行いません。

（2）介護等体験の時期および期間

3年次に7日間（社会福祉施設等で連続5日間、特別支援学校で連続2日間）体験に出向きます。

（3）免許状申請に係る手続き

介護等体験終了後、施設より大学へ証明書を発行、送付していただきます。

（4）介護等体験の申し込み

介護等体験の施設は、社会福祉協議会と教育委員会が配分しますので、自分で見つける必要はありません。場所・時期などの希望を事前に届け出る必要があります。そのため、介護等体験を希望する学生を対象に介護等体験説明会（2年次の12月中旬）を実施しますので、中学校の免許を取得しようとする人は、必ず説明会に参加してください。

（5）諸費用

介護等体験料 12,000円（登録料および保険料など）

（6）保険への加入

介護等体験を実施するにあたっては、期間中の事故等に備え、全員保険に加入します。保険料は340円程度ですが、（5）の介護等体験料に含まれます。

（7）介護等体験の事前指導

当年度の体験予定者を対象に事前指導の授業を行ないますので、必ず受講してください。日程等は後日掲示しますので、各自必ず掲示板で確認してください。なお、自分自身でも特別支援学校や社会福祉施設に関連する書籍を購入するなどして事前に学習しておくことが望されます。

＜介護等体験についての関連書籍＞

・「教師をめざす人の介護等体験ハンドブック」（大修館書店）

・「よくわかる社会福祉施設 教員免許志願者のためのガイドブック」（全国社会福祉協議会）

・「介護等体験ガイドブック フィリア」（全国特別支援学校長会編著 ジアース教育新社発行）

第5部 教育職員免許状について

申請手続きについて

教育職員免許状は、教職課程を履修して大学を卒業し授与を申請した者に対して、各都道府県の教育委員会が授与するものです。したがって、教職課程を履修すれば自動的に免許状が授与されるわけではなく、本人の申請がなければ免許状は授与されません。本学では免許状の授与を福岡県教育委員会に一括申請しますが、授与された免許状は全国の都道府県で有効です。

1. 教育職員免許状一括申請について

教職課程を履修し、かつ、その年度に卒業することが確定した者は、3月上旬に本学でとりまとめ、福岡県教育委員会に免許状の授与を一括して申請します。教育委員会より授与された免許状は卒業式当日に手渡します。

(1) 事前調査用紙の提出

本籍地や免許状の種類等を記入する事前調査用紙を教務課窓口で配付しますので、9月末から10月上旬に記入・提出してください。（日程別途掲示）

(2) 申請書類の配付および受付

免許状の授与申請書類は、教育職員免許状申請説明会（11月中旬）にて配付され、受付は11月下旬に教務課で行います。スケジュールなどについては、掲示板で連絡します。期日に遅れた場合は受け付けられませんので、注意してください。

(3) 授与申請書類

免許状の授与申請の必要書類は次のとおりです。教育職員免許状申請説明会で配付します。

【表9】免許状授与申請に必要な書類

授与申請に必要な書類	備 考
教育職員免許状授与願	福岡県教育委員会指定用紙
誓 約 書	教育職員免許法第五条第1項第3号から第7号に該当しないことを誓約します。虚偽があった場合、処罰を受けることがあります。

～ 免許状が授与されない場合もある～

教育職員免許法第5条第1項に、教員免許状が授与されない場合が定められています。

これらの1つでも該当する場合、大学で教職課程を履修しても免許状は授与されません。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられた者
- ・免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- ・免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【表9】の「誓約書」はこれらに該当しないことを宣誓するものです。

2. 教育職員免許状一括申請スケジュール

教育職員免許状一括申請の手続きは、教育実習に参加しその年度に卒業する見込みの者について、
4 年次に以下のスケジュールで行ないます。しかし、この時点ではまだ「卒業見込」「単位取得見込」ですから、必要な単位を取得できない場合、免許状は授与されません。
詳細については掲示板で連絡しますので、見落とさないように注意してください。

【表 10】免許状授与申請スケジュール

時 期	項 目	内 容
9月下旬～10月上旬	事前調査用紙提出	申請内容について事前調査
11月中旬	教育職員免許状申請説明会	書類を配付し、記入方法を説明
11月下旬	教育職員免許状申請書類受付	各自記入した書類を教務課に提出
3月上旬	教育職員免許状一括申請	本学から福岡県教育委員会へ申請
卒業式当日	教育職員免許状交付	卒業式当日配付（印鑑持参のこと）

第 6 部 証明書の発行について

教職課程に関する証明書を請求する場合は、証明書自動発行機にて証明書手数料を納入のうえ、教務課窓口（御井本館 1 階）にて申請してください。

【表 11】証明書発行の申請方法

証 明 書	手 数 料	申 請 場 所	備 考
卒業・卒業見込証明書 成績証明書	各 200 円	証明書自動発行機 にて各自発行 (御井本館 1 階)	教員採用試験受験に必要
教職免許取得見込証明書	200 円	教務課窓口	
学校図書館司書教諭 単位修得証明書	200 円	教務課窓口	司書教諭講習修了証書の 交付申請に必要
教職単位取得証明書 (学力に関する証明書)	500 円	教務課窓口	免許状申請（個人申請） に必要

第7部 学校図書館司書教諭について

1. 学校図書館司書教諭とは

学校図書館司書教諭とは、学校図書館の専門的業務にあたる教諭のことを指します。司書教諭の職務は、図書館にある資料やコンピュータ等を含めた施設設備を学校教育の中で生かしていくことです。平成9年に学校図書館法が改正され、一定規模以上の小学校、中学校、高等学校にはすべて司書教諭が置かれるようになりました。

2. 学校図書館司書教諭資格取得要件

司書教諭の資格を得るためにには、次の2つの要件を満たすことが必要です。

- (1) 基礎資格として、教育職員免許状を有する者であること。
- (2) 下表の司書教諭に関する科目について、必要な単位を修得した者であること。

学校図書館司書教諭講習規程に定める科目及び単位数		本学における授業科目及び必要単位数	
司書教諭講習科目	単位数	授業科目	単位数
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2
		合 計	10

3. 司書教諭講習修了証書の交付申請手続きについて

本学において、司書教諭科目の単位を修得し、取得要件を満たしただけでは、司書教諭講習修了証書は交付されません。文部科学省から司書教諭講習の委嘱を受けている国立大学等（本校近辺では、福岡教育大学・佐賀大学）に申請を行なう必要があります。

司書教諭講習修了証書の交付を希望する者は、卒業後、各自申請手続をしてください。その際に必要な書類は下記の通りです。

〔出願に必要な書類〕

- ・卒業証明書
 - ・学校図書館司書教諭単位修得証明書
 - ・所定の「学校図書館司書教諭講習申込書」
 - ・教育職員免許状授与証明書（教育委員会発行）
- } 教務課に発行依頼して下さい。

※ なお、出願手続詳細については、毎年5～6月頃官報に発表されます。

詳細は教務課で尋ねてください。